

第六条の三第三項中「第六条第三項から第五項まで」を「第六条第六項及び第八項」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第二十一条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第一号中「の規定」を「及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ（通算承認）の規定」に、「同号」を「所得税法第四百十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四条の五第一項第一号（連結納税の承認の取消し等）及び」を削り、「同法第四条の五第一項第一号及び第二百二十七条第一項第一号」を「同号」に改め、同号を同項第三号とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十二条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項第一号

チ及び第二号へ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十条の三第一項、第十条の五第一項、第十一条第一項、第十一条の二第二項及び第十一条の五第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第七項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第十三条第五項各号中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

第十三条の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「八百万円」とあるのは、「千万円」とする。

第十七条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号及び第二号へ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第七項」を「第六十六条の七第八項」に改め、同条第十四項中「第四十条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改める。

第十七条の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項及び第十八条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十八条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第十八条の八第七項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第十八条の九第二項及び第十九条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第二十一条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十五条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号子及び第二号へ中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に改める。

第二十五条の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項及び第二十六条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十六条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第二十六条の五第一項中「まで」を削る。

第二十六条の八第八項中「第六十八条の四十四第五項」を「第六十八条の四十六第五項」に改める。

第二十六条の九第二項及び第二十七条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十八条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第二十九条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第二項第七号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項第五号中「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「とあり、並びに同条第四項中「申告書の提出期限」」を削る。

第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十条の二第一項及び第四十条の三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十条の四中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第四十一条の三、第四十一条の四、第四十三条の二第一項、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第四十九条第一項、第五十条第一項並びに第五十一条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十三条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第五項」を削り、同項第十一号から第十三号までを削り、同項第十三号の二を同項第十一号とし、同項第十三号の三を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 通算子法人 法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。

第二条第三項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の五号を加える。

十五 内国法人 法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。

十六 通算親法人 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。

十六の二 通算法人 法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。

十六の三 通算完全支配関係 法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。

十六の四 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

第二条第三項第三十四号から第三十六号までを削る。

第八条第二項中「もの（租税特別措置法）の下に」（昭和三十二年法律第二十六号）を加える。

第十七条第一項中「及び第五十九条第二項」を「並びに第五十九条第二項及び第三項」に、「第五十九

条第二項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は」を「第五十九条第二項中「規定する政令で定める事実」とあるのは「規定する政令で定める事実若しくは」に、「と、同項第三号中」を

「と、」に、「以下この号において同じ。」又は「を」第三号及び次項において同じ。）又は「に」、「以下この号において同じ。」を「同号及び次項において同じ。」と、同項第一号及び第二号中「又は当該」とあるのは「又はこれらの」と、同条第三項中「準ずる政令で定める事実」とあるのは「準ずる政

令で定める事実又は震災特例法第十七条第一項に規定する政令で定める事実」と、同項各号中「又は当該」とあるのは「又はこれらの」に改め、同条第二項中「法人税法第五十九条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「第五十八条」を削り、「第五十七条第五項中「までの規定の」とあるのは「まで（同条第二項の規定を）」を「第五十七条第五項中「第五十九条第一項、第二項」とあるのは「第五十九条第一項、第二項（」に、「の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「第五十九条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第五十九条第二項第三号（震災特例法第五十九条第二項（震災特例法第五十九条第二項第三号（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」の規定の」と、「同条第二項」とあるのは「次条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「次条第二項第三号（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同条第一項」を「」と、「同条第四項」に、「の

次条第一項」を「第五十九条第四項」に改め、」（同条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十七条の二第二項中「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第四項」に、「これら」を「これ」に、「並びに同法第四十二条の四第八項第二号イ」を「及び同法第四十二条の四第十九項第二号イ」に改め、同条第四項第三号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この号において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この号において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この号において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第九項中「（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第二十五条の二

第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、確定申告書）に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合」を削り、同条第十項中「（第四項第三号に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、第二十条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がない連結確定申告書を含む。）」を削り、同条第十二項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同条第十三項中「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「第六十六条の七第八項」を「第六十六条の七第七項」に、「第六十六条の九の三第七項」を「第六十六条の九の三第六項」に改め、同条第十四項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の二第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、「（四年以内連結事業年度にあつて

は、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第七項中「同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」とを削り、同条第九項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の二の三第四項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」、「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」、「又は四年以内連結事業

年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の三第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）」及び「（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第六項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第七項中「同条第九項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二の三第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第二項」と、同条第十項中「第四項第三号」とあるのは「第十七条の二の三第四項」と、「第二十五条の二の三第三項」とあるのは「第二十五条の二の三第三項」と」を削り、同条第九項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三の二第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第五項中「第四十条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の三の三第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項第三号中「第十八条の六第一項前段」を「第十八条の六第一項」に改め、同条第五項中「第四十条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改める。

第十七条の四第一項中「第四項を除き、」を削り、「〔法人税法第二条第三十二号〕とあるのは〔同条第三十二号〕と」、「該当する」を「〔該当する〕」に改め、「同条第四項中〔青色申告書〕とあるのは〔法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書〕と」、「法人税法第二条第三十二号」とあるのは「同条第三十二号」と、「第六十八条の十五の八第一項各号」とあるのは「震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の八第一項各号」とを削る。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）

第十七条の四の二 内国法人の次の各号に掲げる規定の適用を受けた一の事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時ににおいて、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（第一号イにおいて「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。第一号イにおいて「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（第一号イにおいて「期限後欠損金額」とい

う。）がある場合（第一号イにおいて「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該各号に定める金額の合計額があるときは、当該適用事業年度に係る租税特別措置法第四十二条の十四第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項及び次項において「震災特例法」という。）第十七条の四の二第一項各号に掲げる規定を含む。）」と、「各事業年度（」とあるのは「各事業年度（同条第一項各号に掲げる規定にあつては同項に規定する調整事業年度に該当する各事業年度を含む。）」と、「当該各号に定める金額」とあるのは「次の各号に定める金額（震災特例法第十七条の四の二第一項各号に定める金額を含む。）」と、「は、同法」とあるのは「は、法人税法」と、同条第二項中「前項の内国法人の同項」とあるのは「前項又は震災特例法第十七条の四の二第一項の内国法人のこれらの規定」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、「同項第一号イ」とあるのは「前項第一号イ又は同条第一項第一号イ」と、「事由該当通算法人の同項」とあるのは「事由該当通算法人の前項又は同条第一項」とする。

一 第十七条の二第三項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定に

より当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ 他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。イにおいて「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに租税特別措置法第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額（以下この項において「通算不足欠損相当税額」という。）の百分の二十に相当する金額が控除上限額（当該内国法人の当該適用事業年度の所得に対する第七条の二第二項に規定する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額をいう。以下この項におい

て同じ。) から一号控除限度額 (当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額をいう。以下この号において同じ。) を控除した金額を超える場合 (ロに掲げる場合に該当する場合を除く。) その超える部分の金額のうち一号控除済額 (当該内国法人の一号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。) に達するまでの金額

ロ 控除上限額が一号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち一号控除済額に達するまでの金額

二 第十七条の二の二第二項又は第三項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から二号控除限度額 (当該内国

法人の当該適用事業年度の第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額及び同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）その超える部分の金額のうち二号控除済額（当該内国法人の二号控除限度額のうち同条第二項及び第三項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ 控除上限額が二号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち二号控除済額に達するまでの金額

三 第十七条の二の三第二項又は第三項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（これらの規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相当する金額の合計額を控除した金額）

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から三号控除限度額（当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の二の三第二項に規定する税額控除限度額及び同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額に相当する金額の合計額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額を超える場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。） その超える部分の金額のうち三号控除済額（当該内国法人の三号控除限度額のうち同条第二項及び第三項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの金額

ロ 控除上限額が三号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち三号控除済額に達するまでの金額

四 第十七条の三第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額に相

当する金額の合計額を控除した金額)

イ 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額が控除上限額から四号控除限度額(当該内国法人の当該適用事業年度の第十七条の三第一項に規定する税額控除限度額をいう。以下この号において同じ。)を控除した金額を超える場合(ロに掲げる場合に該当する場合を除く。) その超える部分の金額のうち四号控除済額(当該内国法人の四号控除限度額のうち同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。ロにおいて同じ。)に達するまでの金額

ロ 控除上限額が四号控除限度額に満たない場合 通算不足欠損相当税額の百分の二十に相当する金額のうち四号控除済額に達するまでの金額

五 第十七条の三の二第一項の規定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額(同項の規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第四十二条の十四第一項の規定により加算された金額がある場合には、その加算された金額の基礎となった次に定める金額